

調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	05 秋田県
------------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	秋田県女性の活躍推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成 27 年 10 月 8 日 根拠: 秋田県女性の活躍推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	秋田県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日
構 成 員	10 人 (女性 7 人、男性 3 人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第4次秋田県男女共同参画推進計画		
改定・見直しの予定時期	平成 33 年 4 月 1 日		— 未定の場合は○をつけてください。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	秋田県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 14 年 3 月 29 日
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日
	最 終 改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
	制定等について検討中(状況を具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

		1:平成29年4月1日			2:平成29年5月1日			3:その他: 平成年月日		
目標値		平成 32 年度まで 40 %			平成 年度まで %					
根 拠		第4次秋田県男女共同参画推進計画								
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、条例より設置されている委員会、審議会等								
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(74)うち女性委員を含む審議会等数(66)						
		延総委員等数(1,056)延女性委員等数(313) 女性比率(29.6)								
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(78)うち女性委員を含む審議会等数(71)						
		延総委員等数(1,295)延女性委員等数(331) 女性比率(25.6)								
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(＊)		調査時点コード	1	審議会等数(35)うち女性委員を含む審議会等数(31)						
		延総委員等数(738)延女性委員等数(174) 女性比率(23.6)								
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)						
		延総委員等数(61)延女性委員等数(13) 女性比率(21.3)								
目標値以外の目標設定		なし								
女性登用方針	人材名簿作成の有無		有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有							
	人材名簿が有る場合		掲載人数	117 人	(平成 29 年 3 月現在)					
	そ の 他		人材育成事業の実施の有無 有 ・無 ○							
			委員の公募 有 ・無 ○							
		そ の 他 ()								

注(※) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会等のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください

(1)-1管理職の在職状況							1:平成29年4月1日			その他: 平成 年 月 日			
		管理職総数(※)			女 性 管 理 職 の 内 訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
本庁	計	217	10	4.6	16	1	6.3	47	0	0.0	154	9	5.8
	うち一般行政職	165	10	6.1	15	1	6.7	25	0	0.0	125	9	7.2
支庁・地方事務所等	計	91	5	5.5	3	0	0.0	27	0	0.0	61	5	8.2
	うち一般行政職	51	4	7.8	3	0	0.0	8	0	0.0	40	4	10.0
全体	計	308	15	4.9	19	1	5.3	74	0	0.0	215	14	6.5
	うち一般行政職	216	14	6.5	18	1	5.6	33	0	0.0	165	13	7.9
再掲	警察関係	59	0	0.0	0	0		30	0	0.0	29	0	0.0
	教育委員会	16	1	6.3	0	0		2	0	0.0	14	1	7.1

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

名 称	秋田県北部男女共同参画センター		愛称・通称	北部ハーモニープラザ	
設置年月日	平成 14 年 7 月 30 日		施設形態	単独施設 ☐ 複合施設 ☐	
所在地等	郵便番号：017-0842 住 所：秋田県大館市字馬喰町48番1号 電話番号：0186-49-8552 FAX番号：0186-49-8589 ホームページ：http://akita-h-danjo.jimdo.com/				
管理・運営主体 ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北NPO支援センター) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：特定非営利活動法人秋田県北NPO支援センター) その他()				
職 員 数	常勤 2 人、	非常勤 2 人	予算額	平成29年度 10,269	千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕	＊実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項 センター通信等の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画の推進に関する講座) 3. 相談事業(主な事項) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画に関する情報の提供) 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 交流サロンの設置、イベントの実施) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施

2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ

○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施

2. 研修受講職員の男女比を配慮

3. その他 { 内容: }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	55,802	57,462	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01000 %	0.01000 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

		項目の設定	国の取組に 準じた設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
	(5) その他(内容:)		

↓ 上記1～4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

		1 公共 工事の競 争参加資 格審査に おける男 女共同参 画等の項 目の設定	2 物品の 購入などの 競争参加資 格審査にお ける男女共 同参画等の 項目の設定	3 総合評 価落札方式 の一般競争 入札を適用 している場 合における 男女共同参 画等の項目 の設定	4 その他 の公共調達 における男 女共同参画 等の項目の 設定
具 体 的 項 目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○		
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○		
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
実施の有無			○	○
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9	短時間正社員制度の導入	○	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 男女イキイキ職場宣言事業所協定(5、6、7、8、9、10)

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 秋田県女性の活躍推進企業表彰(5、6、7、8、9、10)

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	あきた女性の活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名 称	秋田県男女の意識と生活実態調査
公表周期		5 年	不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他	)

18 平成29年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画ウェブサイト ・ ・ 男女共同参画推進月間 ・ ・ ・ ・ ・	「あきた女性の活躍応援ネット」を運営し、男女共同参画や女性の活躍推進に関する様々な情報を提供する。 男女共同参画推進月間(6月)に集中的に広報啓発を行うとともに、「ハーモニーフェスタ2017」を開催し、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深める。		通年 6月
2. 表彰 ・ 秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・ ・ ・ ・ 秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	男女共同参画社会実現に向けて、これまで地道な活動を重ねてきた個人又は団体、及び従来女性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた女性又は団体、従来男性が参画していなかった分野で活動を行い、社会に大きな影響を与えた男性又は団体を対象として表彰する。 女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりなどの取組が顕著な企業を対象として表彰する。	2団体 5社	6月 10月
3. 講座 ・ 男女共同参画センターにおける各種講座 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会づくり基礎講座、女性チャレンジ支援講座、地域で活躍する人材を育成するための講座等を開催する。		

4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 専門相談（法律）	中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する一般相談を実施する。 中央男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する法律相談を実施する。	通年 年8回
5. 情報収集・提供 ・ 図書、ビデオ、資料等の収集、展示、貸し出し	県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書等の購入、配架、貸し出しを行う。	通年
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画苦情調整会議	性別による人権侵害等、男女共同参画の推進を阻害する行為による苦情の調整を行う。	必要時
7. 交流促進 ・ 働く女性の交流会 ・ 男女共同参画センターまつり	働く女性がスキルアップを図るとともに、職場や職種を超えて交流しサポートし合えるネットワークの形成を促進する。 県内3カ所の男女共同参画センターにおいて、利用団体相互の交流促進と、男女共同参画への関心と理解を深める。	8、9 11月 7～11 （各センター毎に実施）
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 男女イキイキ職場宣言事業所拡大の取組 ・ 男女共同参画職場づくり事業 ・ 経営者等を対象とした意識啓発セミナー ・ 企業等への訪問による実態調査 ・ あきた女性の活躍推進会議等の開催	イキイキ職場宣言事業所の広報等により、職場における男女共同参画や働きやすい職場づくりを促進する。 県の入札参加資格審査において、一定の条件を満たす事業者に評点を付与することで、職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進する。 県内企業の経営者や管理職を対象として、女性の活躍推進に向けた意識啓発セミナーを開催する。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するため、企業に社会保険労務士を派遣し、助言を行う。 経済団体、労働団体、行政等の関係機関による情報共有や意見交換を行い、女性の活躍推進の気運醸成と女性が活躍できる環境づくりを推進する。	10月
9. 国際交流・海外派遣事業		

10. 調査研究 ・ あきたの男女共同参画（年次報告） ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
11. その他 ・ 地域連携ネットワーク推進事業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第4次秋田県男女共同参画推進計画の進捗状況や、市町村及び男女共同参画センターの状況をとりまとめ、年次報告を作成する。 あきたFF推進員や地域で活動している女性団体等を支援し、ネットワーク化を図るとともに、地域における男女共同参画社会づくりの推進的役割を担う人材を養成する。

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

議 会 名					
秋田県議会					
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">1.欠席事由として明記した規定がある。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; width: 10%;">1</td> </tr> <tr> <td>2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。</td> </tr> <tr> <td>3. その他(欠席の例がない、不明等)</td> </tr> </table>	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	3. その他(欠席の例がない、不明等)
1.欠席事由として明記した規定がある。	1				
2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。					
3. その他(欠席の例がない、不明等)					
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。 「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">1.標準都道府県議会会議規則と同様。</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle; width: 10%;">1</td> </tr> <tr> <td>2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。</td> </tr> <tr> <td>3.その他</td> </tr> </table>	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	3.その他
1.標準都道府県議会会議規則と同様。	1				
2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。					
3.その他					
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1～3のいずれか一つを選択してください。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。</td> <td rowspan="3" style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。</td> </tr> <tr> <td>3 その他</td> </tr> </table>	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。		2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。	3 その他
1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。					
2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。					
3 その他					
配偶者の出産	3				
育児	3				
家族の看護	3				
家族の介護	3				
疾病	3				
その他 (具体的に事由を記載してください)					
問4. 問3で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。					
規 則 名					
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。					

都道府県名

05 秋田県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成29年4月1日現在

○

平成29年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性 ○ 男性	任期:平成 29 年 4 月 20 日 ~ 平成 33 年 4 月 # 日
副知事	2 人 (女性 人、男性 2 人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。

変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、48以下の空白行に記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	60	5	8.3	
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	5	8.5	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	12	1	8.3	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	3	75.0	
	2 国土利用計画地方審議会	11	2	18.2	
	3 土地利用審査会	7	3	42.9	
	4 都道府県交通安全対策会議	26	1	3.8	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	29	7	24.1	
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	5	25.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	18	3	16.7	
	10 准看護師試験委員会	11	6	54.5	
×	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	21	4	19.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	5	33.3	
	14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
×	15 都道府県農業共済保険審査会				
	16 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	17 都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0	
	18 建築審査会	7	3	42.9	
	19 都道府県建築士審査会	8	5	62.5	
	20 都道府県都市計画審議会	17	2	11.8	
	21 開発審査会	5	1	20.0	
	22 私立学校審議会	10	4	40.0	
	23 石油コンビナート等防災本部	21	1	4.8	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				
	27 地方港湾審議会	22	6	27.3	
×	28 土地区画整理審議会				
	29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
	30 介護保険審査会	15	5	33.3	
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	7	58.3	
	32 感染症の診査に関する協議会	75	10	13.3	
	33 警察署協議会	120	56	46.7	
×	34 土地収用事業認定審議会				
×	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	36 国民保護協議会	60	3	5.0	
	37 地方独立行政法人評価委員会	5	0	0.0	
×	38 市街地再開発審査会				
×	39 都道府県職員委員会				
	40 自然再生協議会	16	1	6.3	
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	4	0	0.0	
	42 後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
×	43 留置施設視察委員会				
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	1	3.6	
	45 指定難病審査会	10	0	0.0	
	46 小児慢性特定疾病審査会	2	0	0.0	
	47 行政不服審査会	9	4	44.4	
	48 国民健康保険運営協議会	11	1	9.1	
	49				
	50				
	51				
	合 計	738	174	23.6	
	女性委員0の審議会数	4			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	10	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	61	13	21.3	
	女性委員0の委員会数	2			